

第一種電気工事士免状の交付に当たっては、一定期間、電気工事等に従事していること（実務経験）を確認します。

1 第一種電気工事士免状の交付要件

第一種電気工事士免状の交付要件は、以下のいずれかに該当する場合となります。

- (1) 第一種電気工事士試験に合格し、3年以上の実務経験があること
- (2) 電気（事業）主任技術者免状を取得した後、5年以上の実務経験があること
- (3) 高圧電気工事技術者試験合格後、3年以上の実務経験があること

2 実務経験として認められる工事

- (1) 「第二種電気工事士免状」を取得した後に従事した一般用電気工作物等の工事
- (2) 「認定電気工事従事者認定証」を取得した後に従事した簡易電気工事(※)
※ 600V以下で使用する、500kW未満の自家用電気工作物の工事
- (3) 電気主任技術者の監督・指導の下で従事した500kW以上の自家用電気工作物の工事（新築・改修に伴う、設備への盤・照明器具・接地極等の取付けや低圧高圧幹線の布設等）
- (4) 電気事業用電気工作物の工事

< 注意してください >

- ◆ 試験合格者として申請する場合、電気工作物の維持・管理・運用業務は実務経験に該当しないので注意してください。
- ◆ 主任技術者免状取得者として認定により免状交付を申請する場合は、上の電気工事の他に、電気工作物の維持・管理・運用業務も実務経験として認められます。
- ◆ 以上の項目の他にも、実務経験となる工事があります。

3 実務経験として認められない工事

- (1) 第二種電気工事士免状を取得する前に行った一般用電気工作物等の工事
- (2) 認定電気工事従事者認定証を取得する前に行った簡易電気工事（600V以下で使用する、500kW未満の自家用電気工作物の工事）
- (3) 電気工事士法施行令第1条に定める軽微な工事
 - ・ 電圧600V以下で使用するソケット、スイッチ等にコード等を接続する工事
 - ・ 電圧600V以下で使用する電気機器等の端子に電線をねじ止めする工事
 - ・ 電圧600V以下で使用する電力量計及び電流制限器を取り付け又は取り外す工事

- ・ ヒューズを取り付け又は取り外す工事
 - ・ 電柱等の設置又は変更等の工事
- (4) 電気工事士法施行規則第2条の2に定める特殊電気工事
- ・ ネオン工事
 - ・ 非常用予備発電装置工事
- (5) 電圧5万V以上で使用する架空電線路に係る工事
- (6) 保安通信設備に係る工事
- (7) 工場での電気製品の組立・修理
- (8) 車両・搬器・船舶・自動車の電気工事（電気事業法施行令第1条に定める電気工作物から除かれる工作物の工事）
- (9) 電圧30V未満の電気工作物に係る工事
- ※ 以上の項目の他にも、資格の有無等により実務経験として認められない工事があります。

4 実務経験証明書の申請前相談

埼玉県では、免状交付申請時における実務経験証明書の < 記入漏れ・記入誤り > 等の不備を減らすため、「実務経験の申請前相談」を実施しています。

申請書等を提出する前に、以下のURLから電子申請により「実務経験証明書」を送信してください。

実務経験証明書を確認した後、整理番号を交付します。

整理番号は、申請書等を提出する際、実務経験証明書に記入してください。

**※ 申請した後、手数料（6,000円）は、
免状交付の可否に関わらず返金できません。**

※ 申請前相談を積極的に利用してください。

実務経験に関する申請前相談（「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用して提出してください。）

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=29654


※ 埼玉県電子申請・届出サービスは、利用者登録することなく使うことができます。

× 申請前相談受付番号記入欄

実務経験証明書

フリガナ		生年	年	月	日
氏名		月日			
住所	〒 - (電話)				
現在の勤務先の 名称及び所在地	名称	(電話)			
	所在地	〒 -			

実務経験の期間及び内容

勤めている(勤めていた)事業者	期間	従事した実務の内容
	年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日	
通算期間	年 月	

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

年 月 日 (担当者名 :)
所在地 〒 - (担当者連絡先 :)

氏名又は名称

代表者氏名(法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名)

登録(整理)番号※ (登録・届出 第 号)

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※ 電気工事業法の登録・届出をしている事業者は、登録証・届出受理通知書に記載されている登録(整理)番号を記入してください。
(電気工事士免状番号、建設業許可の通知書に記載されている許可番号、東京電力の電気工事店登録番号ではありません。)

※ 登録・届出をしていない場合、実務経験を証明できない工事があります。

- ◆ 担当者名・担当者連絡先へ証明書の作成に携わった方の連絡先を記入してください。この証明書の真正性を問合わせます。
- ◆ また、実務経験の内容を証明者に尋ねることがあります。

～ 実務経験証明書 作成上の注意点 ～

① 「実務経験の期間及び内容」欄の注意点

(1) 必要な資格を取得した後でなければ、実務経験として認められない工事があります。

工事の種類	必要な資格
一般用電気工作物等（600V以下で受電する設備）の工事	第二種電気工事士免状
簡易電気工事（600V以下で使用する500kW未満の自家用電気工作物）	認定電気工事従事者認定証
500kW以上の自家用電気工作物の工事	※電気主任技術者の指導の下であれば、資格が無い方でも従事できます

(2) 従事した電気工事の種類や取得した資格により、職務欄の記入の仕方が異なります。

ア 一般用電気工作物等の場合

- ・ 第二種電気工事士免状の取得時期を記入してください。
- ・ 一般用電気工作物等の工事に従事していることを記入してください。
(個別の工事について記入する必要はありません。)

イ 自家用電気工作物の場合

- ・ 簡易電気工事の場合、認定電気工事従事者認定証の取得時期を記入してください。
- ・ 従事した主な工事を、1年に1件（計3件）程度記入してください。
- ・ 従事期間（工期）と契約電力（最大電力）を記入してください。

ウ 電気主任技術者取得者の場合

- ・ 電気主任技術者免状の取得時期を記入してください。
- ・ 電気主任技術者免状を取得した後に従事した工事や電気工作物の維持管理業務の概要を記入してください。
- ・ 主な現場（物件）・従事期間（工期）・契約電力（最大電力）を、数件記入してください。

エ 高圧電気工事技術者取得者の場合

- ・ 高圧電気工事技術者試験に合格した時期を記入してください。
- ・ 高圧電気工事技術者試験合格後に従事した工事の概要を記入してください。
- ・ 主な現場（物件）・従事期間（工期）・契約電力（最大電力）を、数件記入してください。

②「実務経験の証明者」欄の注意点

- (1) 複数の電気工事業者における実務経験を合算して申請する場合は、それぞれの事業者の証明が必要です。1者につき証明書1枚を作成してください。
- (2) 支店長・工場長等、事業者の代表者以外の者が証明する場合は、代表者が交付した委任状を添えてください。
- (3) 電気工事業の登録・届出をしている事業者が証明書を作成する場合は、登録証・届出受理通知書に記載されている登録（整理）番号※を必ず記入してください。
※ 電気工事士免状番号、建設業許可の通知書に記載されている許可番号、東京電力の電気工事店登録番号ではありません。
- (4) 電気工事業の一般用電気工作物等や自家用電気工作物（契約電力500kW未満）の工事に関する実務経験は、電気工事業の登録や届出をしている事業者※が証明する工事です。
※ 実務経験の証明期間において法令に基づき適宜適正な手続を行っている事業者です。
- (5) 担当者名・担当者連絡先へ証明書の作成に携わった方の連絡先を記入してください。この証明書の真正性を問合わせます。また、実務経験の内容を証明者に尋ねることがあります。

◆ よくある証明者・・・申請者が「現在勤めている」か「過去勤めていた」者

※ 上記以外の者も、電気工事の従事状況次第で、実務を証明できる場合があります。

証明者について不明なことがある場合は、「実務経験の申請前相談」を利用して実務経験証明書を提出し、以下の問合せ先へ、お問合せください。

実務経験に関する申請前相談（「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用して提出してください。）

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=29654

※ 埼玉県電子申請・届出サービスは、利用者登録することなく使うことができます。

< 問合せ先 >

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

電話：048-830-8435

メール：a2970-04@pref.saitama.lg.jp

※ 埼玉県庁の開庁時間は **平日 午前8時30分～午後5時15分** です。